

案件番号		1	2	3
適地 の 検 討	1 計画地の概要	ア 区分 高架下（環状2号線川島高架橋） イ 所在（地番） 保土ヶ谷区東川島町20-1外 ウ 面積 358.01㎡ エ 立地・交通 相模鉄道「上星川駅」から北西へ0.8km 相模鉄道「西谷駅」から南東へ1.1km オ 用途地域等 準住居地域 建ぺい率60% 容積率200% 第4種高度地区 準防火地域 カ 接道 北東側：国道（歩道有）、幅員22m、舗装有、人・自転車等の出入可 北西側：市道（歩道有）、幅員9.2m、舗装有 南東側：市道（途中から歩道）、幅員6.5～9.2m、舗装有	ア 区分 未利用地 イ 所在（地番） 青葉区美しが丘西三丁目48-1地先 ウ 面積 137.57㎡ エ 立地・交通 横浜市営地下鉄、東急田園都市線「あざみ野駅」から北西へ3.5km 小田急線「新百合ヶ丘駅」から南東へ3.2km オ 用途地域等 第1種低層住居専用地域 建ぺい率40% 容積率80% 第1種高度地区 防火指定なし カ 接道 南東側：市道、幅員（歩道有）12メートル、舗装有	ア 区分 道路予定区域等（横浜藤沢線） イ 所在（地番） 港南区丸山台一丁目10-24地先 ウ 面積 443.94㎡ エ 立地・交通 横浜市営地下鉄「上永谷駅」から東へ0.2km オ 用途地域等 近隣商業地域 建ぺい率80% 容積率300% 第6種高度地区 防火地域 カ 接道 都市計画道路横浜藤沢線（代表幅員32m）道路区域内の土地、舗装有
	2 周辺地域の概要	中低層の店舗、事務所、住宅等が建ち並ぶ混在地域	一般住宅のほかアパート等が混在する住宅地域	中高層の店舗ビル等が建ち並ぶ商業地域
利 用 計 画 の 検 討	3 建築の可否及び構造	建築可 木造、軽量鉄骨造程度の撤去が容易なもの	建築不可	建築不可
	4 利用用途についての道路管理者の考え方	まちづくりや賑わいの創出の観点から、周辺地域の活性化に資する利用用途とすること。	自動車駐車場、駐輪場	駐輪場
	5 占用期間	・原則として5年ごとに占用許可の更新手続きをする。 ・最大20年とする。ただし、占用期間の終了日は3月31日とする。	・原則として5年ごとに占用許可の更新手続きをする。 ・最大20年とする。ただし、占用期間の終了日は3月31日とする。	・占用期間の終了日は令和8年3月31日とする。 ・ただし、横浜市の工事等着手までの間は、道路管理者との協議によって、入札占用計画認定の有効期間を延長することができる。延長を希望する際には、道路管理者に対し入札占用計画の変更の手続きを行うこと。 なお、延長することができる有効期間は、最長で令和23年3月31日までとする。
	6 計画策定の留意点	別紙1のとおり	別紙2のとおり	別紙3のとおり
	7 その他	・占用者は、占用許可の範囲外で市が指示する土地の管理をすること。 ・占用料については、提案内容により異なります。	・占用者は、占用許可の範囲外で市が指示する土地の管理をすること。 ・占用入札案件とする。 （参考）現在の占用料単価 駐車場：5,400円（年/1㎡あたり） 駐輪場：4,361円（年/1㎡あたり）	・占用者は、占用許可の範囲外で市が指示する土地の管理をすること。 ・占用入札案件とする。 （参考）現在の占用料単価：6,373円（年/1㎡あたり）

※上記内容を基に、募集要項または占用入札指針を策定します。

案件番号		4	5
適地の検討	1 計画地の概要	ア 区分 道路予定区域等（横浜藤沢線） イ 所在（地番） 港南区丸山台一丁目11-6地先 ウ 面積 516.40㎡ エ 立地・交通 横浜市営地下鉄「上永谷駅」から東へ0.2km オ 用途地域等 近隣商業地域 建ぺい率80% 容積率300% 第6種高度地区 防火地域 カ 接道 都市計画道路横浜藤沢線（代表幅員32m）道路区域内の土地、舗装有	ア 区分 道路予定区域等（横浜逗子線） イ 所在（地番） 金沢区六浦三丁目3614-1外 ウ 面積 443.16㎡ エ 立地・交通 京急電鉄「金沢八景駅」から西へ1.5km オ 用途地域等 準住居地域 建ぺい率60% 容積率200% 第4種高度地区 準防火地域 カ 接道 西南側：市道（歩道無）、幅員6.5メートル、舗装有
	2 周辺地域の概要	中高層の店舗ビル等が建ち並ぶ商業地域	一般住宅のほかアパート等が混在する住宅地域
利用計画の検討	3 建築の可否及び構造	建築不可	建築不可
	4 利用用途についての道路管理者の考え方	自動車駐車場	自動車駐車場
	5 占用期間	・ 占用期間の終了日は令和8年3月31日とする。 ・ ただし、横浜市の工事等着手までの間は、道路管理者との協議により、入札占用計画認定の有効期間を延長することができる。延長を希望する際には、道路管理者に対し入札占用計画の変更の手続きを行うこと。 なお、延長することができる有効期間は、最長で令和23年3月31日までとする。	・ 横浜逗子線の工事等着手に伴い、占用期間の終了日は令和5年3月31日とする。 ・ ただし、横浜市の当該地の工事等着手までの間は、道路管理者との協議によって、入札占用計画認定の有効期間を延長することができる。延長を希望する際には、道路管理者に対し入札占用計画の変更の手続きを行うこと。 なお、延長することができる有効期間は、最長で令和23年3月31日までとする。
	6 計画策定の留意点	別紙4のとおり	別紙5のとおり
	7 その他	・ 占有者は、占有許可の範囲外で市が指示する土地の管理をすること。 ・ 占有入札案件とする。 （参考）現在の占用料単価：5,400円（年/1㎡あたり）	・ 占有者は、占有許可の範囲外で市が指示する土地の管理をすること。 ・ 占有入札案件とする。 （参考）現在の占用料単価：5,400円（年/1㎡あたり）

※上記内容を基に、募集要項または占有入札指針を策定します。

道路の機能又は道路交通環境の維持を図るために対象施設等の設置に伴い求める措置（保土ヶ谷区東川島町）

- ア 交通管理者及び道路管理者等の協議による安全対策を講じること。
- イ 隣接する住居へ騒音及び排気ガス対策等の配慮をすること。
- ウ 占用区域内の路面並びに道路及び道路付属物並びにフェンス等の構造物全て（以下「道路構造物」という。）に係る瑕疵及び滞水等の水害は免責とする。地面及びフェンスに係る瑕疵を防止する措置並びに滞水等の水害対策は占用者が実施すること。
- エ 占用許可を受けたものは、占用区域外で市が指示する管理区域、フェンスについても、清掃、除草等の維持管理をすること。
- オ 補修工事等の際に占用物件が支障になった場合は、占用者の負担において占用区域を一時的に空けること。
- カ 道路構造物の撤去を行う場合は、道路管理者の許可の上、実施すること。また、占用期間満了時には、占用者の負担において、撤去を行った道路構造物の復旧を行うこと。
- キ 道路構造物以外の施設は、現占用者において施工されたものであり、現占用許可の占用期間満了時には撤去されるため、提案にあたっては、施設の設置を自己の負担で行うものとして計画すること。なお、事業者決定後の現占用者との協議により、引き継ぐことは妨げない。その場合、新占用者は、占用期間満了時に施設を自己の負担で撤去すること。
- また、復旧方法の詳細については復旧時に土木事務所と協議すること。
- ク 水道、ガス、NTT、電気、下水道等の埋設物及び工作物の確認は、個別に各管理者へ行うこと。埋設物及び工作物がある場合は、各管理者及び道路管理者と協議を行うこと。
- ケ 道路管理者または下水道管理者が、道路または下水道施設の維持管理もしくは災害対応等を行う必要が生じた場合は、道路管理者または下水道管理者の指示に基づき、速やかに車両の移動を行い、一時的に占用区域を空けること。
- また、占用区域を空けることができず、道路管理者または下水道管理者が移動等の対応を行った場合に生じた費用及び損傷等の補償については占用者が負担すること。
- コ 占用物件の設置上又は交通管理者からの指導等の理由から、やむを得ず占用区域外に物件を設置する場合には、別途申請をすること。占用料は、横浜市道路占用料条例に基づき徴収する。
- サ 占用又は占用に関する工事により道路構造物に損傷等を与えたときは、速やかに横浜市へ届出て、占用者の負担において指示のとおり原形復旧すること。
- シ 高架下の道路占用にあたっては、指定された日常点検を確実に実施し、道路管理者の指示に従って報告すること。
- ス 工作物は、原則として、高架の道路の桁下から 1.5m 以上空けること。
- セ 工作物は、原則として、高架の道路の構造を直接利用しないものであるとともに、橋脚から 1.5m 以上離して保護柵を設置し、柵の内側は使用しないこと。
- ソ 工作物は、原則として、高架橋の構造体から 1.0m 以上空けること。
- タ その他、必要に応じて関係機関等と協議を行うこと。

道路の機能又は道路交通環境の維持を図るために入札対象施設等の設置に伴い求める措置（青葉区美しが丘西）

- ア 交通管理者及び道路管理者等の協議による安全対策を講じること。
- イ 隣接する住居へ騒音及び排気ガス対策等の配慮をすること。
- ウ 占用区域内の路面並びに道路及び道路付属物並びにフェンス等の構造物全て（以下「道路構造物」という。）に係る瑕疵及び滞水等の水害は免責とする。地面及びフェンスに係る瑕疵を防止する措置並びに滞水等の水害対策は占用者が実施すること。
- エ 占用許可を受けたものは、占用区域外で市が指示する管理区域、フェンスについても、清掃、除草等の維持管理をすること。
- オ 補修工事等の際に占用物件が支障になった場合は、占用者の負担において占用区域を一時的に空けること。
- カ 本件入札後に、駐車場を整備する際、道路構造物の撤去を行う場合は、道路管理者の許可の上、実施すること。また、占用期間満了時には、占用者の負担において、撤去を行った道路構造物の復旧を行うこと。また、本件占用区域の周囲に門扉及びフェンスを設置し、人の立ち入りができないように復旧し、当該門扉には鍵を設置し、その鍵については土木事務所へ引き渡すこと。
- キ 道路構造物以外の駐車場施設（以下、駐車場施設。）は、現占用者において施工されたものであり、現占用許可の占用期間満了時には撤去されるため、入札占用計画は、駐車場施設の設置を自己の負担で行うものとして策定すること。なお、落札後の現占用者との協議により、駐車場施設を引き継ぐことは妨げない。その場合、新占用者は、占用期間満了時に駐車場施設を自己の負担で撤去すること。
また、復旧方法の詳細については復旧時に土木事務所と協議すること。
- ク 水道、ガス、NTT、電気、下水道等の埋設物及び工作物の確認は、個別に各管理者へ行うこと。埋設物及び工作物がある場合は、各管理者及び道路管理者と協議を行うこと。
- ケ 道路管理者または下水道管理者が、道路または下水道施設の維持管理もしくは災害対応等を行う必要が生じた場合は、道路管理者または下水道管理者の指示に基づき、速やかに車両の移動を行い、一時的に占用区域を空けること。
また、占用区域を空けることができず、道路管理者または下水道管理者が移動等の対応を行った場合に生じた費用及び損傷等の補償については占用者が負担すること。
- コ 占用物件の設置上又は交通管理者からの指導等の理由から、やむを得ず占用区域外に物件を設置する場合には、別途申請をすること。占用料は、横浜市道路占用料条例に基づき徴収する。
- サ 占用又は占用に関する工事により道路構造物に損傷等を与えたときは、速やかに横浜市へ届出て、占用者の負担において指示のとおり原形復旧すること。
- シ その他、本入札に関し、必要に応じて関係機関等と協議を行うこと。

道路の機能又は道路交通環境の維持を図るために入札対象施設等の設置に伴い求める措置（港南区丸山台A）

ア 交通管理者及び道路管理者等の協議による安全対策を講じること。

イ 隣接する住居へ騒音及び排気ガス対策等の配慮をすること。

ウ 占用区域内の路面並びに道路及び道路付属物並びにフェンス等の構造物全て（以下「道路構造物」という。）に係る瑕疵及び滞水等の水害は免責とする。道路構造物に係る瑕疵を防止する措置並びに滞水等の水害対策は占有者が実施すること。

エ 占用許可を受けたものは、占用区域外で市が指示する管理区域、道路構造物についても、清掃、除草等の維持管理をすること。

オ 補修工事等の際に占用物件が支障になった場合は、占有者の負担において占用区域を一時的に空けること。

カ 本件入札後に、駐輪場を整備する際、道路構造物の撤去を行う場合は、道路管理者の許可の上、実施すること。また、占用期間満了時には、占有者の負担において、撤去を行った道路構造物の復旧を行うこと。

キ 舗装については、現占有者が占用開始時に、アスファルト舗装を行っていることから、現占用許可の期間満了時には撤去され、土の状態に復旧されるため、入札占用計画は、アスファルト舗装を自己の負担で行うものとして策定すること。ただし、落札後に現占有者と協議の上、アスファルト舗装を引き継ぐことは妨げない。その場合、新占有者は、占用期間満了時にアスファルト舗装を自己の負担で撤去し、土の状態に復旧すること。

また、復旧方法の詳細については復旧時に土木事務所と協議すること。

ク 道路構造物以外の駐輪場施設（以下、駐輪場施設。前記アスファルト舗装を除く。）は、現占有者において施工されたものであり、現占用許可の占用期間満了時には撤去されるため、入札占用計画は、駐輪場施設の設置を自己の負担で行うものとして策定すること。ただし、落札後に現占有者と協議の上、駐輪場施設を引き継ぐことは妨げない。その場合、新占有者は、占用期間満了時に駐輪場施設を自己の負担で撤去すること。

また、復旧方法の詳細については復旧時に土木事務所と協議すること。

ケ 自動二輪者等ブロックの切り下げ（以下、切り下げ。）は、現占有者において施工されたものであり、現占用許可の占用期間満了時には復旧されるため、入札占用計画は、切り下げを自己の負担で行うものとして策定すること。ただし、落札後に現占有者と協議の上、切り下げをした状態で引き継ぐことは妨げない。その場合、新占有者は、占用期間満了時に自己の負担で復旧すること。

また、復旧方法の詳細については復旧時に土木事務所と協議すること。

コ アスファルトで乗り入れ施設を設置している部分の段差解消の工事について横浜市道路局管理課及び港南土木事務所と協議すること。

サ 水道、ガス、NTT、電気、下水道等の埋設物及び工作物の確認は、各管理者へ行うこと。埋設物及び工作物がある場合は、各管理者及び道路管理者と協議を行うこと。

シ 道路管理者または下水道管理者が、道路または下水道施設の維持管理もしくは災害対応等を行う必要が生じた場合は、道路管理者または下水道管理者の指示に基づき、速やかに車両の移動を行い、一時的に占用区域を空けること。

また、占用区域を空けることができず、道路管理者または下水道管理者が移動等の対応を行った場合に

生じた費用及び損傷等の補償については占有者が負担すること。

ス 工作物は、原則として、高架構造物の桁下から 1.5m以上空けること。

セ 高架下で掘削を伴う作業または高架橋近辺でクレーンを使用する作業がある場合は、交通局工務部施設課と近接協議を行うこと。

ソ 占有物件の設置、維持管理又は交通管理者からの指導等の理由から、やむを得ず占有区域外に物件を設置する場合には、別途道路占有許可申請をすること。占有料は、横浜市道路占有料条例に基づき徴収する。

タ 占有又は占有に関する工事により道路構造物に損傷等を与えたときは、速やかに横浜市へ届出て、占有者の負担において指示のとおり原形復旧すること。

チ その他、本入札に関し、必要に応じて関係機関等と協議を行うこと。

道路の機能又は道路交通環境の維持を図るために入札対象施設等の設置に伴い
求める措置（港南区丸山台B）

- ア 交通管理者及び道路管理者等の協議による安全対策を講じること。
- イ 隣接する住居へ騒音及び排気ガス対策等の配慮をすること。
- ウ 占用区域内の路面並びに道路及び道路付属物並びにフェンス等の構造物全て（以下「道路構造物」という。）に係る瑕疵及び滞水等の水害は免責とする。道路構造物に係る瑕疵を防止する措置並びに滞水等の水害対策は占用者が実施すること。
- エ 占用許可を受けたものは、占用区域外で市が指示する管理区域、道路構造物についても、清掃、除草等の維持管理をすること。
- オ 補修工事等の際に占用物件が支障になった場合は、占用者の負担において占用区域を一時的に空けること。
- カ 本件入札後に、駐車場を整備する際、道路構造物の撤去を行う場合は、道路管理者の許可の上、実施すること。また、占用期間満了時には、占用者の負担において、撤去を行った道路構造物の復旧を行うこと。
- キ 舗装については、現占用者が占用開始時に、盛土及びアスファルト舗装（以下、アスファルト舗装等。）を行っていることから、現占用許可の期間満了時には撤去され、土の状態に復旧されるため、入札占用計画は、舗装等を自己の負担で行うものとして策定すること。ただし、落札後に現占用者と協議の上、舗装等を引き継ぐことは妨げない。その場合、新占用者は、占用期間満了時に舗装等を自己の負担で撤去し、土の状態に復旧すること。
- また、復旧方法の詳細については復旧時に土木事務所と協議すること。
- ク 道路構造物以外の駐車場施設（以下、駐車場施設。前記アスファルト舗装等を除く。）は、現占用者において施工されたものであり、現占用許可の占用期間満了時には撤去されるため、入札占用計画は、駐車場施設の設置を自己の負担で行うものとして策定すること。ただし、落札後に現占用者と協議の上、駐車場施設を引き継ぐことは妨げない。その場合、新占用者は、占用期間満了時に駐車場施設を自己の負担で撤去すること。
- また、復旧方法の詳細については復旧時に土木事務所と協議すること。
- ケ 水道、ガス、NTT、電気、下水道等の埋設物及び工作物の確認は、個別に各管理者へ行うこと。埋設物及び工作物がある場合は、各管理者及び道路管理者と協議を行うこと。
- コ 道路管理者または下水道管理者が、道路または下水道施設の維持管理もしくは災害対応等を行う必要が生じた場合は、道路管理者または下水道管理者の指示に基づき、速やかに車両の移動等を行い、一時的に占用区域を空けること。
- また、占用区域を空けることができず、道路管理者または下水道管理者が移動等の対応を行った場合に生じた費用及び損傷等の補償については占用者が負担すること。
- サ 占用物件の設置、維持管理又は交通管理者からの指導等の理由から、やむを得ず占用区域外に物件を設置する場合には、別途道路占用許可申請をすること。占用料は、横浜市道路占用料条例に基づき徴収する。
- シ 占用又は占用に関する工事により道路構造物に損傷等を与えたときは、速やかに横浜市へ届出て、占用者の負担において指示のとおり原形復旧すること。
- ス その他、本入札に関し、必要に応じて関係機関等と協議を行うこと。

道路の機能又は道路交通環境の維持を図るために入札対象施設等の設置に伴い求める措置（金沢区六浦三丁目）

- ア 交通管理者及び道路管理者等の協議による安全対策を講じること。
- イ 隣接する住居へ騒音及び排気ガス対策等の配慮をすること。
- ウ 占用区域内の路面並びに道路及び道路付属物並びにフェンス等の構造物全て（以下「道路構造物」という。）に係る瑕疵及び滞水等の水害は免責とする。地面及びフェンスに係る瑕疵を防止する措置並びに滞水等の水害対策は占用者が実施すること。
- エ 占用許可を受けたものは、占用区域外で市が指示する管理区域、フェンスについても、清掃、除草等の維持管理をすること。
- オ 補修工事等の際に占用物件が支障になった場合は、占用者の負担において占用区域を一時的に空けること。
- カ 本件入札後に、駐車場を整備する際、道路構造物の撤去を行う場合は、道路管理者の許可の上、実施すること。また、占用期間満了時には、占用者の負担において、撤去を行った道路構造物の復旧を行うこと。
- キ 道路構造物以外の駐車場施設（以下、駐車場施設。）は、現占用者において施工されたものであり、現占用許可の占用期間満了時には撤去されるため、入札占用計画は、駐車場施設の設置を自己の負担で行うものとして策定すること。なお、落札後の現占用者との協議により、駐車場施設を引き継ぐことは妨げない。その場合、新占用者は、占用期間満了時に駐車場施設を自己の負担で撤去すること。
- また、復旧方法の詳細については復旧時に土木事務所と協議すること。
- ク 水道、ガス、NTT、電気、下水道等の埋設物及び工作物の確認は、個別に各管理者へ行うこと。埋設物及び工作物がある場合は、各管理者及び道路管理者と協議を行うこと。
- ケ 道路管理者または下水道管理者が、道路または下水道施設の維持管理もしくは災害対応等を行う必要が生じた場合は、道路管理者または下水道管理者の指示に基づき、速やかに車両の移動を行い、一時的に占用区域を空けること。
- また、占用区域を空けることができず、道路管理者または下水道管理者が移動等の対応を行った場合に生じた費用及び損傷等の補償については占用者が負担すること。
- コ 占用物件の設置上又は交通管理者からの指導等の理由から、やむを得ず占用区域外に物件を設置する場合には、別途申請をすること。占用料は、横浜市道路占用料条例に基づき徴収する。
- サ 占用又は占用に関する工事により道路構造物に損傷等を与えたときは、速やかに横浜市へ届出て、占用者の負担において指示のとおり原形復旧すること。
- シ 図面に図示する場所に横浜市管理の敷地への入口があるため、当該入口の通行の支障にならないように駐車場の区画等を配置すること。
- ス その他、本入札に関し、必要に応じて関係機関等と協議を行うこと。